

資金不足比率の報告について

令和元年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田紀彦

令和元年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

| 特 別 会 計 の 名 称 | 資 金 不 足 比 率 |
|-----------------------------|-------------|
| 病 院 事 業 会 計 | — |
| 下 水 道 事 業 会 計 | — |
| 水 道 事 業 会 計 | — |
| 工 業 用 水 道 事 業 会 計 | — |
| 自 動 車 運 送 事 業 会 計 | — |
| 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計 | — |
| 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 | — |
| 生 田 緑 地 ゴ ル フ 場 事 業 特 別 会 計 | — |

1 川崎市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

2 表中の「資金不足比率」における「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。